

日本学生支援機構 奨学金

新規採用者説明会 (給付のみ採用者用)

2024年 学生支援課

One life, Many answers



札幌学院大学
SAPPORO GAKUIN UNIVERSITY

- 日本学生支援機構奨学金 採用後の手続きについて
- 2024年度日本学生支援機構奨学生 採用決定通知に係る「奨学生証」の交付について
※給付と貸与とで内容が異なります。
- 奨学生証
※採用となった奨学金ごとに発行されています。
- スカラネット・パーソナルの登録案内

● 給付奨学生証

自身の奨学生番号や給付月額、支援区分等の奨学生情報が印字されています。

※自宅外生の方も、自宅生月額が印字されていますのでご承知おきください。
別途ご提出いただいている自宅外通学証明書類の処理完了後、自宅外通学月額が振り込まれるようになります。

※「給付奨学生のしおり（全体版）」は日本学生支援機構のホームページ及びMoodleに掲載しています。
必ず確認するようにしてください。

スカラネット・パーソナル（スカラP S）とは

奨学金情報を確認したり、各種届出などの手続きができます。

奨学金継続のために必要な手続き（「奨学金継続願」や「在籍報告」等）は、スカラP Sを通じて行います。

手続きを行う時までには、新規登録をしておく必要がありますので、忘れずに登録をしてください。

（既に採用となっている奨学金があり、スカラネット・パーソナルの登録手続きをしている場合は、改めて登録をする必要はありません。以前に登録したIDとPWでログインすると、今回採用となった奨学金情報が紐づけられていますので、確認してください。）

スカラネット・パーソナル（スカラPS）とは

貸与・給付中の方

■ ご登録・ご利用ください ■

スカラネット・パーソナル



<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

スカラネット・パーソナルとは

スカラネット・パーソナル（スカラPS）とは、日本学生支援機構の奨学生の方が、ご自分の奨学生番号、貸与・給付期間、月額、総額（予定）、振込口座情報等、奨学金に関する情報をインターネット上で閲覧することができる情報システムです。パソコンのほか、スマートフォン、タブレット端末からも利用可能です。



スカラPSの利用方法

？ 奨学金の状況を確認

いつまで奨学金を利用できる？

毎月の金額を知りたい

登録情報を確認したい

振込口座を確認したい

スカラPSで確認できます。

！ 奨学金の継続手続き

以下の手続きは「スカラPS」を利用して行います。

〈貸与奨学金・給付奨学金とも必要〉
奨学金継続願提出（毎年12月～2月頃）

手続きを行わないと奨学金が止まります。

〈給付奨学金のみ必要〉
在籍報告（毎年4月・7月・10月）
※令和2年度は7月・10月のみ実施

＊スカラネット・パーソナルにご登録ください。＊

スカラネット・パーソナル（スカラPS）を初めてご利用いただく方は、下記の手順に従い、新規登録の手続きを行なってください。

準備するもの：奨学生番号、奨学金の振込口座番号

- 1 スカラPSにアクセス** アクセス方法は、2つ

○QRコードを読み込む 

○日本学生支援機構のホームページ (<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>)にあるバナーをクリック 
- 2 「ログイン・新規登録」ボタンをクリック**

新規ウィンドウでログイン画面が表示されます。
- 3 「新規登録」ボタンをクリック**

スカラPS確認情報入力画面が表示されます。
- 4 確認情報を入力し、「送信」ボタンをクリック**

奨学生番号、生年月日、性別、氏名(カナ)、振込口座番号等を入力します。

○「スカラネット・パーソナル利用規約」を確認してください。
○「スカラネット・パーソナル利用規約」に同意いただけない場合、スカラPSを利用することはできません。
- 5 ユーザID・パスワード設定画面が表示されます。**

ユーザID・パスワード・メールアドレスを画面の説明に従って登録します。

○パスワードは定期的に変更してください。
○6ヶ月以上ログインしないと、情報保護のため、パスワード変更を求める警告メッセージが表示されます。
- 登録完了**

「送信」ボタンをクリックすると、登録完了のメッセージが表示されます。

これで新規登録は完了です。
ログインするには、「ログイン画面へ」ボタンからログイン画面に戻り、登録したユーザID・パスワード・奨学生番号を使ってログインしてください。

裏面の手順に沿って登録をしてください。
給付奨学生の方は9月までに、貸与奨学生の方は12月までに登録をしておく必要があります。

- **給付奨学生としての心構え**

給付奨学生としての心構え

- (1) 給付奨学金制度について、十分に理解してください。**
- (2) 学校から奨学金の説明を受け、支給中の手続きなど、学校の指示を守ってください。手続きについては、情報ポータルでご連絡しますので、見落とさないようにしてください。**
- (3) 給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。**

●**給付奨学生の皆さんに
知ってほしいこと**

採用後の手続きについて ～在籍報告～

在籍報告（毎年4月・10月） ※採用初年度は、10月のみの実施です



給付奨学生のしおり
2ページ、23ページ

- ・ 給付奨学金の受給にあたり、給付奨学生は、大学に在籍していること及び生計維持者情報等を、毎年4月・10月にスカラネット・パーソナルから入力する必要があります。
- ・ 定められた期限までに入力が無く、大学等に在籍していることが確認できない場合は、給付奨学金の振込が止まります。
- ・ 大学からの指示に従い、定められた期限までに正確に入力をしてください。

手続期限については、手続期間開始頃に情報ポータルでご連絡します。
見落とさないように十分に気をつけてください。

採用後の手続きについて ～在籍報告～

(1) 報告方法

在籍報告は、スカラネット・パーソナルを通じて学生本人が日本学生支援機構に報告します。事前に、スカラネット・パーソナルに登録をしてください。

在籍報告は、スカラネット・パーソナルから「在籍報告」の画面にアクセスし、在籍状況や生計維持者情報等について入力します。

(2) 対象者 : 在籍報告月の前月までに採用されている給付奨学生

(3) 実施時期 : 毎年4月・10月に実施します（採用初年度は10月のみ）

(4) 入力期間 : 概ね1週間ほど設けます。報告期間が近くなりましたら大学から情報ポータルでご連絡します。

(5) 報告内容 : 在籍状況、生計維持者情報、住所情報、国籍情報、通学形態、資産情報 等

毎年4月の在籍報告において報告された生計維持者と給付奨学生（あなた）の情報をもとに、当該年度10月以降の支援区分の見直しを行います。4月の在籍報告において新しい生計維持者の報告をした場合は、その生計維持者のマイナンバー書類の提出が必要となります。

適格認定（家計）（毎年10月）



給付奨学生のしおり
29ページ

- ・毎年、あなた及び生計維持者の収入状況に応じた支援区分の見直しを行い、10月以降の1年間の支援区分を決定します（家計急変採用の場合は3か月毎に行います）。
- ・支援区分の変更がある場合は、支給月額が変更されます。支援区分に基づく支給月額は給付奨学生のしおりの「支給月額一覧表」（39ページ）を参照してください。
- ・給付奨学金の支援区分の変更があり、第一種奨学金を受けている場合は、第一種奨学金の貸与月額が変更される場合があります。変更後の金額については、給付奨学生のしおりP.41をご確認ください。

見直し後の支援区分は、例年9月上旬頃からスカラネット・パーソナルから確認ができるようになります。別途情報ポータルでご連絡しますので、見落とさないにしてください。

採用後の手続きについて ～適格認定（家計）～

支援区分見直しの結果、いずれの支援区分にも該当しない場合は、支援対象外となり、10月以降の奨学金の支給が止まります。

翌年度の見直しの際に再度いずれかの支援区分に該当した場合は、給付奨学金の振込が再開（復活）されます。

また、支援区分の見直しは毎年1回（10月）です（家計急変採用者は3か月毎）。生計維持者や、資産額、生計維持者が扶養する子どもの数、在籍する学科等に変更が発生した都度、見直しを行うものではありません。

適格認定（学業）（毎年学年末）



給付奨学生のしおり
3ページ、27～28ページ

- ・ 給付奨学生として採用された後も、あなたの学修状況や生活状況を定期的に、大学が日本学生支援機構へ報告します。大学からの報告に基づき、日本学生支援機構は給付奨学金継続等に係る必要な措置をとります。この手続きを「適格認定（学業）」といいます。
- ・ 「適格認定」の結果により、給付奨学金の支給が廃止、もしくは停止となることがあります。また、状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。

採用後の手続きについて ～適格認定（学業）～

(1) 適格認定の実施時期

学業成績による適格認定は、学年末に実施されます。

(2) 適格認定（学業）の基準

次ページのスライドと、配布している「2024 年度日本学生支援機構奨学生採用決定通知に係る「奨学生証」の交付について」をご確認ください。

適格認定（学業成績）について

学業成績

給付奨学生の学業成績継続基準

<取得単位数>

1年終了時：31単位以上 2年終了時：62単位以上 3年終了時：93単位以上

<GPA（成績の平均値）>

通年GPAが所属する学部の上位3/4に該当すること

※取得GPAが所属する学部の下位1/4に該当すると「警告」判定となります

「警告」判定及び「廃止」判定となる事由については配布の「2024年度日本学生支援機構奨学生（6月）採用決定通知に係る「奨学生証」の交付について」をご確認ください。

※通年GPA下位1/4のラインは年度によって変わります。下表は、2023年度のGPA1/4のラインです。

(参考)

	1年終了時	2年終了時	3年終了時
人文学部	1.96	1.87	2
法学部	1.63	1.4	1.5
経済経営学部	1.58	1.77	1.74
心理学部	2.5	1.87	2.26

2023年度は、左表の数値以下のGPAを取得した方は「警告」判定となっています。

給付月額の変更等①

●自宅外通学の取扱いについて



給付奨学生のしおり

11～13ページ

自宅外通学の給付月額の支給を受けるためには、学校に所定の様式（「通学形態変更届（自宅外通学）」）と証明書類（アパートの賃貸借契約書等のコピー）を提出する必要があります。皆さんには、指定した期日までに提出していただいておりますが、まだ提出していない方、あるいは、今後引っ越し等で自宅外学生になった場合は、上記の手続きが必要となりますので、必ず学生支援課に申し出てください。

※提出が遅れた場合は、証明書類が提出された月から自宅外通学の給付月額に変更されます。変更が生じた時点で速やかに学生支援課に申し出てください。

書類を学生支援課に提出した月の翌月から数えて、**概ね3か月後の奨学金振込日から自宅外通学月額に切り替わります**。その際に、前月までの差額もまとめて振り込まれますので、口座を確認してください。



● 他の国費（※）による給付金との重複

奨学生本人が他の国費（※）による給付金を受けている間は、給付奨学金の支給を受けることができません。他の国費による給付金を受ける場合及び受給が終了した場合は学校に申し出てください。

※「教育訓練支援給付金」、「訓練延長給付」、「技能習得手当及び寄宿手当」、「職業訓練受講給付金」、「高等職業訓練促進給付金」、「職業転換給付金訓練手当」

● 在留資格等の変更（外国籍の場合）

在留資格の変更や在留期間を更新した場合は、証明書類の提出が必要です。所定の用紙（給付奨学金「在留資格証明書類」提出書）と証明書類（「在留カード」のコピー等）を学校に提出してください。

※在留資格の要件：法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（将来日本に永住する意思のある人に限る。）

家計が急変した場合



給付奨学生のしおり
15～16ページ

定期的な募集（春・秋、予約採用）により給付奨学金の支給を受けていても、以下の予期できない事由により家計が急変した場合は、**家計急変採用の取扱いへと変更**することができます。

家計急変事由が発生した場合は、速やかに大学に相談してください。

- A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
- C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業に限る。）
- D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当
 - ①上記A～Cのいずれかに該当
 - ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
- E：本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった

※家計急変採用の取扱いに変更した後は、3ヶ月ごとの支援区分の見直しがあり、変更前の定期的な募集による採用の取扱いへと戻すことはできません。

大学へ申し出が必要なとき



給付奨学生のしおり
11ページ、17～22ページ

以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。

※手続きを行う場合は、提出期限があります。

<input type="checkbox"/> 改氏名	<input type="checkbox"/> 振込口座の変更
<input type="checkbox"/> 退学	<input type="checkbox"/> 通学形態の変更 (自宅通学・自宅外通学)
<input type="checkbox"/> 休学・留学※学籍が「休学」の場合・復学	<input type="checkbox"/> 転学・編入学
<input type="checkbox"/> 他の国費受給	<input type="checkbox"/> 転学部 (科)
<input type="checkbox"/> 停止 (奨学生による申出)	

最後に…

- **毎月、奨学金の振込みを確認**するため、振込口座の通帳に記帳してください。
※ 振込日は、4月と5月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
- 奨学金に関する連絡は（原則情報ポータルで行います）、必ず確認し、書類の**提出期限は守ってください**
- 休学・退学・留学等の場合は、学生支援課奨学金担当窓口に届け出てください。
- 給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整（減額又は増額）されます。⇒「併給調整」

**奨学生の自覚をもって、これから充実した
学生生活を送ってください。**